

騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第1に掲げる施設）

項番号・施設名	規模等要件	備考
1 金属加工機械		
(イ) 圧延機械	原動機定格出力合計 22.5kW 以上	
(ロ) 製管機械	全てのもの	
(ハ) ベンディングマシン	ロール式で、原動機定格出力 3.75kW 以上	
(ニ) 液圧プレス	矯正プレスを除く。	
(ホ) 機械プレス	呼び加圧能力 294kN 以上	147kN 以上 294kN 未満の場合、市条例の要保全施設に該当
(ヘ) せん断機	原動機定格出力 3.75kW 以上	
(ト) 鍛造機		
(チ) ワイヤーフォーミングマシン	全てのもの	
(リ) プラスト	タンブラスト以外で、密閉式を除く。	
(ヌ) タンブラー	全てのもの	
(ル) 切断機	といしを用いるもの	といし以外を用いるものは、市条例の要保全施設に該当（移動式を除く。）
2 空気圧縮機及び送風機	原動機定格出力 7.5kW 以上	3.75kW 以上 7.5kW 未満の場合、市条例の要保全施設に該当（クーリングタワー付随の送風機を除く。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機定格出力 7.5kW 以上	7.5kW 未満が 2 基以上で、かつその合計が 7.5kW 以上の場合、市条例の要保全施設に該当
4 織機	原動機を用いるもの	
5 建設用資材製造機械		
(イ) コンクリートプラント	混練機の混練容量 0.45m ³ 以上で、気ほうコンクリートプラントを除く。	
(ロ) アスファルトプラント	混練機の混練重量 200kg 以上	
6 穀物用製粉機	ロール式で、原動機定格出力 7.5kW 以上	
7 木材加工機械		
(イ) ドラムバーカー	全てのもの	
(ロ) チッパー	原動機定格出力 2.25kW 以上	
(ハ) 碎木機	全てのもの	
(ニ) 帯のご盤	製材用：原動機定格出力 15kW 以上	製材用で 7.5kW 以上 15kW 未満の場合、木工・竹材加工用で 1.5kW 以上 2.25kW 未満の場合は、市条例の要保全施設に該当
(ホ) 丸のご盤	木工用：原動機定格出力 2.25kW 以上	
(ヘ) かな盤	原動機定格出力 2.25kW 以上	1.5kW 以上 2.25kW 未満の場合、市条例の要保全施設に該当
8 抄紙機	全てのもの	
9 印刷機械	原動機を用いるもの	
10 合成樹脂用射出成形機	全てのもの	
11 鋳造型機	シヨルト式のもの	

※ 振動規制法の特定施設に該当するものもあるので、同法に基づく指定地域の場合は、注意が必要。